

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 産業基盤整備課

不利益処分の内容	市内への企業の立地を促進するための奨励金の返還	
根拠法令等及び条項	栃木市企業立地促進条例第8条	
処分基準	根拠条項	栃木市企業立地促進条例第8条
	参考事項	栃木市企業立地促進条例施行規則
	設定等年月日	平成23年10月1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>○栃木市企業立地促進条例抜粋 (指定及び交付決定の取消し)</p> <p>第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定による指定及び第6条の規定による交付の決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 指定の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(2) 事業を休止し、又は廃止したとき。</p> <p>(3) 事業所をその事業以外の用に供したとき。</p> <p>(4) 市税を滞納したとき。</p> <p>(5) 偽りその他の不正な手段により指定及び交付決定を受けたとき。</p> <p>(6) その他市長が特に必要と認めたとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により指定及び交付決定を取り消したときは、当該指定事業者であった事業者に対し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>○栃木市企業立地促進条例施行規則抜粋 (指定及び交付の決定の取消し)</p> <p>第8条 市長は、条例第8条第1項の規定により指定及び交付の決定を取り消すときは、指定(交付)取消通知書(別記様式第9号)を当該指定事業者へに通知するものとする。</p> <p>2 市長は、条例第8条第2項の規定により、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずるときは、立地(用地取得)奨励金返還命令書(別記様式第10号)を当該指定事業者へに通知するものとする。</p>	